

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日か翌日の  
翌日)

## 目次

◇規則 災害救助法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

◇告示 保険医の登録

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

土地改良区の定款の変更の認可(三件)

土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定

土地改良事業の認可

林業改善資金貸付基準の一部改正

保安林の指定の解除予定

土地収用法による事業の認定

県道の区域の決定

一般国道の供用の開始

県道の供用の開始

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による  
の聴聞

◇公告 毒物劇物取扱者試験の実施

## 規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第五十一号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十五年三月鳥取県規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の1の四の(1)中「一〇、〇〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に改め、同表第二号の1の(三)中「七二〇円」を「七四〇円」に改め、同表

第三号の3の(一)中

一三、四〇〇円	一七、〇〇〇円	二四、八〇〇円
一一、七〇〇円	二七、九〇〇円	三八、七〇〇円

二九、六〇〇円	三七、四〇〇円	五、三〇〇円
四五、二〇〇円	五七、三〇〇円	七、六〇〇円

〇〇円	一七、四〇〇円	二五、四〇〇円	三〇、三〇〇円	三八、三
-----	---------	---------	---------	------

〇〇円	二八、六〇〇円	三九、六〇〇円	四六、四〇〇円	五八、七
-----	---------	---------	---------	------

〇〇円	五、五〇〇円
-----	--------

〇〇円	七、八〇〇円
-----	--------

に改め、同号の3の(二)中

四、五〇〇円	七、〇〇〇円
--------	--------

六、〇〇〇円	九、一〇〇円	一一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
九、三〇〇円	一三、二〇〇円	一五、七〇〇円	一九、七〇〇円

一、八〇〇円	四、六〇〇円	六、二〇〇円	九、三〇〇円
二、五〇〇円	七、一〇〇円	九、五〇〇円	一三、五〇〇円

〇〇円	一一、二〇〇円	一四、三〇〇円	一、九〇〇円
〇〇円	一六、〇〇〇円	二〇、二〇〇円	二、六〇〇円

同表第八号の3の(中)「三、二〇〇円」を「三、三〇〇円」に改め、同表第九号の3中「一〇五、〇〇〇円」を「一一三、〇〇〇円」に、「八四、〇〇〇円」を「九〇、四〇〇円」に改め、同表第十一号の4の(中)「二、三〇〇円」を「二、四〇〇円」に改め、同表第十二号の3中「六四、四〇〇円」を「六六、二〇〇円」に改める。

別表第二号の1の(中)「一一、五〇〇円」を「一一、九〇〇円」に改め、同号の1の(中)「七、八〇〇円」を「八、一〇〇円」に改め、同号の1の(中)「六、九〇〇円」を「七、一〇〇円」に改め、同号の1の(中)「一一、四〇〇円」を「一一、八〇〇円」に改め、同号の1の(中)「一一、四〇〇円」を「一一、五〇〇円」に改め、同号の2の(中)「一一、五〇八円」を「一一、五九七円」に改め、同号の2の(中)「一一、〇二三円」を「一一、〇八七円」に改め、同号の2の(中)「九〇五円」を「九五三元」に改め、同号の2の(中)「一一、四九五円」を「一一、五八三元」に改め、同号の2の(中)「一一、四九五円」を「一一、五四三元」に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定

は、昭和六十年四月一日から適用する。

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十二号

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県林業改善資金貸付規則（昭和五十一年八月鳥取県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の3の項中「林内作業用トラクタ」の下に「集運材用クレーン付き作業車」を加え、  
林内作業用トラクタを購入する場合にあつては、四百万円

林内作業用トラクタを購入する場合にあつては、一台四百万円  
集運材用クレーン付き作業車を購入する場合にあつては、一台につき六百万円

は、一  
に改め、同表第二号の1の項中「十八万円」を「二十五万円」に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第九百五十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和六十年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
小 笹 昭 博	鳥医第三、三一六号	昭和六十年九月十七日

鳥取県告示第九百五十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
木 村 好 子	鳥国医第三、三一四号	昭和六十年九月三日
石 井 啓 太	鳥国医第三、三一五号	〃
森 下 英 樹	鳥国薬第五八五号	昭和六十年九月五日

鳥取県告示第九百五十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、久米ヶ原土地改良区の定款の変更を昭和六十年九月二十八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百五十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、光徳土地改良区の定款の変更を昭和六十年九月二十八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、北条町土地改良区の定款の変更を昭和六十年九月二十八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百五十五号

大原千町土地改良区が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業大原千町第二地区ほ場整備）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場及び西伯郡岸本町吉長五八一一大原千町土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業紙子谷地区農用地造成）を昭和六十年十月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百五十七号

林業改善資金貸付基準（昭和五十一年八月鳥取県告示第六百九号）の一部を次のように改正する。

昭和六十年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一の表第三号の項貸付内容の欄中13を14とし、9から12までを一ずつ繰り下げ、8の次に次のように加える。

9 集運材用クレーン付き作業車の購入に必要な費用

鳥取県告示第九百五十八号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字園字一里濱二三四〇の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百五十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり

告示する。

昭和六十年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

智頭町

二 事業の種類

智頭中学校教育実習地整備事業

三 起業地

1 収用の部分 八頭郡智頭町大字智頭字飛田河原地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

智頭町役場

鳥取県告示第九百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十年十月四日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路 線 名	倉吉福本線	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
区 間	倉吉市明治町二丁目四一地先から同 市明治町一〇三二一六地先まで	一一・二〇 三四・二二	一八六・五

鳥取県告示第九百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。その関係図面は、昭和六十年十月四日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路 線 名	一七九号	供用開始の期日
区 間	倉吉市東巖城町四〇三三先から同市 見日町一二三三先まで 倉吉市上井字新土手三七三三先から 同町字源平田三五五一四地先まで	昭和六十年十月七日

鳥取県告示第九百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。その関係図面は、昭和六十年十月四日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路 線 名	倉吉福本線	供用開始の期日
区 間	倉吉市明治町二丁目四一地先から同 市明治町一〇三五一一先まで	昭和六十年十月七日

鳥取県告示第九百六十三号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正する。

昭和六十年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表の米子信用金庫の項中「境支店」を「境港支店」に改める。

# 公安委員会告示

## 鳥取県公安委員会告示第六十九号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

昭和六十年十月四日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

### 一 聴聞の期日及び場所

昭和六十年十月十六日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

### 二 被聴聞者の住所及び氏名

倉吉市伊木二四〇番地の五

稲田美恵子

# 公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和60年10月4日

鳥取県知事 西 尾 四 次

### 1 期日及び場所

昭和60年12月10日（火曜日）午前10時から午後3時まで

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

### 2 試験科目

#### (1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げる劇物に限る。以下同じ。）の性質及び貯蔵その他取扱

方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

3 受験手続

受験希望者は、所定の受験願書に次の書類を添えて住所を管轄する保健所長を経由して知事に提出すること。

(1) 履歴書

(2) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.0センチメートル、横の長さ3.0センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1葉

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 4,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けること。この場合、消印しないこと。

5 受験願書の提出期限

昭和60年11月2日(土曜日)まで